参考資料 2

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について

(第48・49回資料2)に対する自治体意見

<調査概要>

- ·調査対象:都道府県・指定都市・中核市(計 121 自治体)
- 意見提出自治体数:59

く項目別意見>

- ※()の数字は、意見数(1件の場合は無記載)
- I 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方
 - 1. 犬猫の引取りのあり方
 - (1) 所有者からの引取りの課題

論点① 「終生飼養の趣旨」の正確な理解

- ・開業獣医師等に安楽死を義務化することが、動物福祉の観点からみた本当の殺処分につながる のではないか
- ・動物病院で安楽殺してもらえるように日本獣医師会を通じて働きかけて欲しい。(病院で実施 してもらえないので、センター等に依頼される現状がある)(2)
- ・殺処分となる可能性がある自治体へ引取りを求めることが終生飼養義務を果たすことになる わけではない (所有者責務の放棄に当たる)。終生飼養義務を果たす場合とは、適切な飼養を 行える第三者への譲渡を指すと考えるべきであり、自治体はそれを支援することが法第7条 第4項の趣旨に照らして適切な対応策ではないか(2)
- ・所有者の変更を容認することは、安易な所有権放棄を助長するとともに、飼い主が変わること による動物への負担を無視した意見である。
- ・終生飼養の定義を行う場合は、安易な所有権放棄の増加につながらないよう配慮する必要がある(3)

論点② 所有者からの引取りの相談への対応(引取りの発生予防)

・国にコミュニケーションツールの作成を要望する。また、研修会についても、初回は国で実施 してほしい。

論点③ 所有者からの引取り拒否による生活環境被害の発生防止

- ・生活環境保全上必要と認められる場合の具体的な基準・事例を示してほしい(2)
- ・「生活環境の保全上の支障には、犬・猫を飼養する飼い主に対する支障も含まれることを明記 してほしい。
- ・所有者からの引取数は激減した一方で、所有者不明の犬猫に関する苦情は増加していないことから、引取りの拒否が、所有者による遺棄につながるとは考えられない。
- ・施行規則第21条の2ただし書規定があるため、大多数引取らなければならない。やむを得ないケースがあることは理解するが、飼い主の責務もあいまいなまま、ただし書を強調すれば、自治体への負担は増える一方である。

(2) 所有者不明の犬猫の引取りの課題

論点① 所有者不明の犬猫引取り拒否の問題

〇猫の所有権問題

- ・所有者のいる動物を処分する可能性が生じる。譲渡や処分をした後に飼い主が判明した場合、 その責任の所在はどうなるのか、飼い主にどのように説明するべきか、所有権に関する問題を 整理することが必要ではないか。(6)
- ・猫は所有者明示及び外飼いの禁止を法で規制した上で、野良猫と飼い猫の区別をつけることが 先決、外飼いが多い現状に鑑みると猫の飼い主に不安を抱かせることになるし、保護しなければ 家に帰れるかもしれない。所有者がいないことが断定できる場合を除き、引取りを拒否した対応 が誤りであるとは一概に言えない(9)
- ・環境省解釈の最大の問題点は、野良猫、外飼い猫の区別なく引き取るべきとして財産権への配慮を欠いていることである。法第35条第3項と財産権(所有権)の問題については、過去の動物愛護部会でも浅野委員がその問題を厳しく指摘しているが、議事録や資料を見る限り弁護士が指摘するこの大事な論点がほぼ顧みられていない。
- ・所有者の判明しない猫の定義を明確に法で規定してほしい。(2)
- ・迷子猫を保護しなければならないというのであれば、猫を外飼いした場合は、都道府県が保護 し、処分(譲渡・殺処分)する旨を明確に法に記載してほしい。(2)
- ・飼い犬・飼い猫が迷子になった際に、飼い主側が自治体に収容されているという考えに至らず、 返還できないことも多々あることから、飼い主に対してさらなる周知が必要。
- ・所有者不明の猫が引き起こす問題も飼い主や餌を与えている人がいれば、その人たちが解決すべき問題であり、行政は飼い主や餌やりを指導する立場になるべきであって、迷惑を受けている人からの目先の苦情を解消するためだけに猫を勝手に生活場所から除去する手助けをすべきではない。
- ・本市では、屋外で自活している猫については、屋内外を行き来している飼われ方をしているか、 餌をもらっている猫と考え、特定はできないが所有者がおり、それを保護し、行政に持ち込むと いうことは窃盗にあたる可能性がある旨を説明している。
- ・引取りの際、所有者不明の猫と飼い猫の区別ができないため、所有者不明の猫と偽って持ち込まれることも懸念される。その場合当該持ち込み者は刑法第235条(窃盗罪)が適用されると思慮するが、その解釈でよいか。(2)
- ・かわいそうなどの理由で餌を与えている人が飼い主でないと主張し、増えすぎた猫の引取を求めてくる者が多い。指導や地域猫活動の普及啓発を実施しても限界がある。行政が指導をしても従わない無責任な餌やり者がいる限り、猫の致死処分は減少しない。無責任に餌を与えている人についても、猫の占有者、管理者としての責任が問われるよう明記してほしい。(5)

○懸念事項・付帯決議等との矛盾

・全ての所有者不明の猫を引き取るとなると以下のことが懸念される。

安易な引き取り数の増加(3)

協力ボランティアの負担増加

自治体収容施設における多頭飼育助長。

譲渡不適正の猫も増え、返還・譲渡に努める余裕もなくなり、殺処分数が増加 (6)

- →結果的に、動物愛護の観点に反すると社会的に大きな批判を受ける可能性が高い(3)
- ・致死処分を減らすことを目指すのであれば対応が矛盾するのではないか (2)
- ・附帯決議や環境省事務連絡との整合性をとるべき。(5)
- ・事務提要の調査(参考様式3)においては、所有者からの引取りについて拒否と説諭が区分されている。拒否とは何を以て言うか示すべきではないか。(申請を受理したうえで、申請は拒否すると文書により手続きすることではないか。

〇予算措置

- ・現在自治体の動物保護管理施設は収容能力いっぱいで運用されていることが多く、収容数が極端に増加するような運用変更には対応できない(3)
- ・収容動物の飼養管理のための予算、人員配置、動物の収容スペース等必要になるが、国民の理解 を得るためには全国統一的な取扱いとすべきであり、国において必要な予算確保をすることを 要望する。

○拒否できる規程等

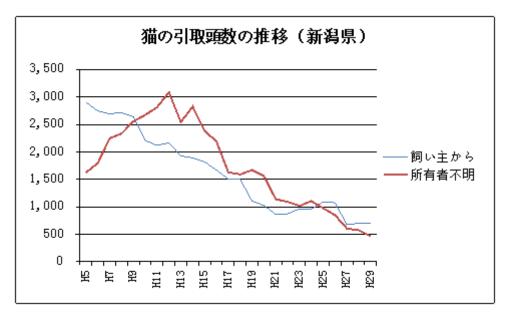
- ・法制定時と比較し、現在では、自治体における動物の引取数減少を目的とした取組も進んでいるため、引取り義務を徹底することが、法の目的を達成するための方法ではない状況にある自治体があることも考慮すべき。このため、当該規定を「できる」規定としたり、自治体が条例で定める場合は除外する旨の「但し書き」を加えたりするなど、自治体が地域特性に応じて対応できるよう法整備を行うべき。
- ・動物愛護の考え方に反する目的や不適切な捕獲方法による場合は拒否できるようにすべき。
- ・引きとり以外の方法(餌を与えないことや敷地内に入らないような対応を促すことで生活環境 の保全に寄与することができるならば、そのような運用)ができる規定を設けて欲しい。
- ・所有者のいない猫についても現状を踏まえ、何らかの対策があれば引き取り拒否が出来るよう 検討して欲しい。(2)

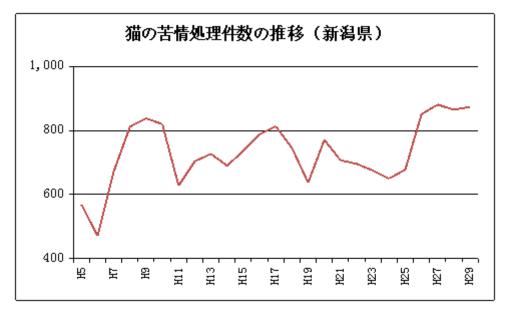
〇地域猫対策

- ・地域猫活動やTNR活動中の猫を引き取る事態になった場合には、地域猫活動等を停滞させ、生活環境の保全という目的から遠のいてしまう恐れがあるため、地域猫活動等との整合性もとるべき(6)
- ・飼い主のいない猫対策により猫による被害や苦情が減っているという報告もあることから、飼い主のいない猫対策をより推進していくべきである。
- ・猫について、地域猫制度、TNR 及び雌犬猫不妊手術等補助金を出す自治体が増えており、生活環境被害は減っているはずである。生活環境被害のおそれを持ち出して、自治体の所有者引取り義務を強調することは、法の趣旨に反すると考える。
- ・引取り要求が先行し、時間を要するTNR、地域猫の取組が追いつかないのが実態。
- ・犬猫が引き取られず放浪していたとしても、当該犬猫による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがないことが担保されるのであれば、何らかの措置ができないか検討。とあるが、動物を相手に担保されるものはないのではないか。地域猫活動は猫による被害を受忍す

るものであり、おそれがないことより地域の合意を目指した方がよい。

- ・対応案に「猫による生活環境等への被害が生じるおそれがないことを担保されるのであれば」と あるが、「担保」の考え方が誰が担保するのか等不明確である。
- ・地域猫は所有者が判明しない猫と考えるが、拾得された猫が地域猫活動の対象猫と推測される場合、自治体は引取義務があるとの解釈でよいか。地域猫対策を進めるという附帯決議8は考慮しなくてよいのか。引き取った後、自治体は返還譲渡に努めるが、返還の場合は元の飼い主に、譲渡の場合は新たな飼い主へお渡しすることで必然的に地域猫ではなくなり、引き受けた者が適正飼養の義務を負うとの解釈でよいか。
- ・新潟県においては平成 15 年以前、所有者不明猫の引取を積極的に実施しており、市町村が捕獲箱で捕まえ、県の施設に持ち込まれていた。平成 15 年に市町村に対し、動物愛護の観点から罠による捕獲をやめ、所有者がいる蓋然性の高い猫の引取は慎重に判断するよう促す通知を出し、現在に至っている。この通知の前後で、猫による苦情には大きな変化はなく、猫を捕まえて処分しても、問題が解決しないことを体験している。





- ・猫による人の生命、身体や生活環境への被害は、野外を自由に動き回っている猫(飼い猫や地域猫、野良猫)による糞尿等によるものが多い。野外にいる猫の数を減らすためには、猫の室内飼育の指導はもちろんのこと、無責任な餌やりによる猫の繁殖を抑制し、地域猫など繁殖管理された飼育に移行させるための TNR の実施も含め、広く猫の適正飼養に関する普及啓発を図ることが最も重要である。
- ・本市では、猫の収容頭数の減少及び猫に関する様々な問題解決のため、平成23年度から「飼い主のいない猫の避妊去勢手術事業」を実施しているが、平成28年度にその効果を検証した際、「猫の収容頭数と苦情数の減少効果」だけでなく、「飼い主のいない猫の適正管理に係る指導・啓発効果」があることも明らかとなり、地域猫活動により、法の目的の一つである、人と動物の共生する社会の実現を図ることができると考えられた。所有者が特定できない猫であれば自治体が引取るという手法は、猫による地域の問題の一時的な軽減になるかもしれないが、根本的な解決にはならないばかりか、地域で野良猫を適正に管理しようとする考え方に逆行し、法の目指す社会の実現に相反するものとも考えられる。
- ・検討の中では、「地域猫として認められているものは除外」とされているが、いわゆる地域猫というものは、地域のトラブルから端を発することが多く、短期間で解決する問題でもない。自治体職員が根気よく話し合いを進めることで、困っている人と世話をしている人の距離を縮め、地域猫としていく。その話し合いの過程では、迷惑を受けている人が即時の捕獲を求めることもあり、地域の中で意見が対立することもある。その際に、自治体は全て引取りを拒否することなく受け入れるべきということであれば、その地域の猫全でを捕獲し収容すべきということになり、地域に受け入れられるものではない。飼い主(や世話をしている人)がいそうな場合でも、外にいる猫を意図的に捕獲したものをすべて収容し、その都度飼い主に返還するということは、猫を外に出すことを一切認めないということと同意になる。多くの自治体が今まで進めてきたTNRや地域猫の推進など、粘り強い活動も全て無駄になってしまう。

〇法解釈

- ・第35条は、飼い続けることが出来なくなって所有権を放棄され、若しくは遺棄され又は逸走した後に拾得された犬又は猫についての措置を定めたものと解釈している。そのため、所有者不明の猫の中でも、特定の飼い主がおらず野外で人とかかわりながら自活している個体及び地域猫として管理されている個体はこれに該当しないと考え、本市では、原則引取りは行っていない。
- ・所有者の判明しない猫とは、迷子猫や遺棄猫のことであり、野良猫は所有者の判明しない猫ではなく、所有者のいない猫である。よって野良猫は法第35条3項には該当せず、都道府県に引取り義務はないと解釈している。迷子猫は、猫を放し飼いしてはいけない旨の規定がないことから、迷子猫を都道府県が保護することは財産権の侵害のおそれがある。
- ・本市と環境省では「所有者の判明しない猫」の解釈が異なる。異なった解釈が絶対的に正しいことを前提に「自治体の引取拒否の問題」などとして議論を進めてゆくことは自治権の否定につながりかねず強く反対する。今後、動物愛護部会では本市のような解釈の自治体もあることも説明し、そもでで、最近、自然のでは、またもでは、自然のでは、またもでは、自然のでは、自然には、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のでは、自然のは、自然のでは、自然のは、自然のでは、自然のでは、自然のでは

いは下表のとおりである

論点	環境省	本市
① 法第35条第3項の目 的	野良猫による生活被害の防止	遺棄された猫の野良猫化の防止
② 所有者の判明しない 猫	所有者が分からない・いない猫 すべて (拡大解釈)	捨て猫、迷子猫(限定解釈)
③ 引取り対象	捨て猫、迷子猫、外飼い猫、地域 猫、捕獲された野良猫	捨て猫、迷子猫 ※ただし、母猫からはぐれた子 猫などは生命保護のため野良猫で も引き取ることがある。
④ 拾得者	何らかの方法で猫を得た者	捨て猫、迷子猫の拾得者 (遺失物法の拾得者とほぼ同 義)
⑤ 拾得者"その他の者"	拾得者から動物を預かった者 (警察署など)	拾得者から動物を預かった者 (警察署など)
⑥ 猫の飼い主の所有権 への配慮	不明(言及した資料見当たらず)	民法、遺失物法と整合して配慮

〇その他

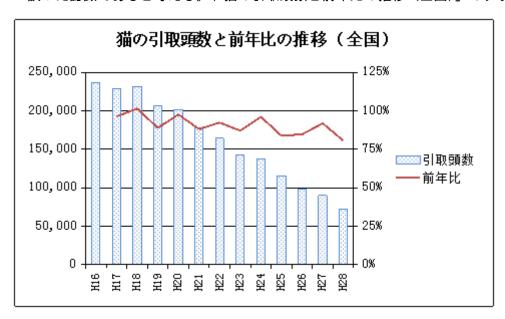
- ・所有者不明猫は駆除目的によるものが多い。引取りを求められた際、捕獲器による捕獲はできない 旨を説明すると求めを取り下げるケースが多くある。本来の所有者不明猫は幼齢な猫や負傷・疾病 の猫であり、簡単に人が保護(捕獲)することはできないと思われる。
- ・これまでの指導経緯等から、直ちに解釈を変え、対応することはできない。
- ・住民意識には地域差があり、それを踏まえた行政運営をしてきていることから、運用についてはこれまでどおり地方自治体に任せるべきであると考える。(2)
- ・所有者不明の犬猫の引取について、一律行政の責務とするのではなく、相談ごとに詳細に状況を聞取り、地域の実情に応じた対応を取る必要があると思われる。
- ・収容能力等の観点から、譲渡できない個体が多くなってしまうことが考えられることから、自活できるような猫や親猫とともに行動している仔猫については、行政での引取りを積極的に案内していない。同時に、当該相談については、野良猫での被害等を聞き取り、現場確認や啓発等を行って被害拡大の防止を図っている。自治体においては、闇雲に引取りを拒否しているのではなく、上記のような対応により、できるだけ引取り数や殺処分数を減らしている実状があることを御理解いただきたい。
- ・根本的な部分の解釈に関しては、各自治体の対応が異なることのないよう文書等で示して欲しい。

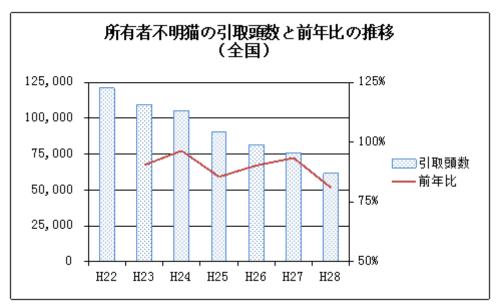
(2)

・「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」において飼い主のいない猫の現状を認識し、 その対応について提示しているにも関わらず、将来、外に猫が全くいない地域を目指しているかの ような提示をすることに矛盾を感じる。

- ・(参考)としてではあるものの、現在とは事情が異なる過去の書籍、しかも民間団体の出版物を重 視しているかのような表現にも疑問を感じる。
- ・P8 論点①への対応案 駆除について、その場から取り除くことであったとしても、結果的にセンター等に持ち込まれ処分されることとなるのではないか。
- ・生活環境保全と動物愛護の両立のためには、現在の法規定および附帯決議の形でよいと思う。
- ・警察や所有者不明の動物の引取を拒む理由として、牧原プランの「殺処分 O」を動物愛護行政で住民に向けたメッセージとして首長や議員が使うため、行政担当者が殺処分できずにいる。また、一部の愛護家が殺処分数の公表を迫り、殺処分行為を罵倒して職員の精神的負担を増大させている。これらの事から引取を拒む背景がある。
- ・猫の糞や尿(マーキングを含む)の臭い、鳴き声、花壇を荒らされる等の苦情がある場合に法 35 -3 の引取りを求められるケースがほとんどであり、財産や生活環境への被害が生じていない場合 は、引取りにつながらない。
- ・外飼いの猫は、長期間所有者宅に戻らないことも多く、また所有者もそのつもりでいることが現場の実態である。一律に引き取ることは簡単だが、猫に関しては引取りが決して飼い主への返還にはつながらない。一部の自治体の不適切な取扱いを正すためのみを以て現行から変更する必要はないのではないか。
- ・【P6 25 行目「拾得者等が捕獲し・・・」】拾得者等の所有者不明犬・猫に対する行為は、「捕獲」 ではなく、「拾得」または「保護」であることが妥当であると考えるので、訂正をお願いします。
- ・「犬が放浪していたとしても、当該犬による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがないことは担保」されることはないと考え、県の動愛条例で飼い犬の係留義務を規定している。所有者不明の犬が引取り拒否され、放浪していた場合も先記と同様の状況となるため、動愛条例による収容を行うこととなり、根拠は異なるが同じ結果となる。このことは、狂犬病予防法に基づく犬の抑留についても同様であることか性をら、他法令との整合十分検討する必要がある。また、狂犬病予防法、動愛法、動愛条例等を、同じ部署で対応している自治体が多いと思われるため、慎重に検討していただきたい。
- ・放浪犬の放置は狂犬病予防法に反すると考える。
- ・殺処分反対派は「駆除は殺処分を示すことではない」との文言をとらえて自治体を攻撃するので は。
- ・過去に通知等で「駆除」について定義づけされていない場合、通知等で定義してほしい。平成26年12月12日付け事務連絡で「愛護動物を場所的に離隔することにより生命・身体を危険にさらす行為」が「遺棄」であると定義づけられたが、「愛護動物を場所的に離隔すること」を「駆除」と解してよいか。
- ・論点整理の中で「しかし、実際には、平成24年法改正時の衆参両院の環境委員会付帯決議等に照らし、多くの自治体が拾得者その他の者からの所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っており、法の規定と乖離した状態となっている。」と記述されている。しかしながら、平成24年の付帯決議以前の前後で、猫の引取頭数の前年比率(減少率)は、引取全体でも、所有者不明に限って

も大きな変化はなく、自治体が付帯決議を盾にして運用を変え、引取を拒否しているような記述は 誤った認識であると考える。(「猫の引取頭数と前年比の推移(全国)」のグラフ参照)





※平成22年以前は、動物愛護管理行政事務提要において飼い主からと所有者不明の区分がされていない

論点② 犬猫の引取りに係る都道府県警等との連携

・所有者不明の犬猫を善意の第三者である国民が警察に持ち込む場合、警察に持ち込んだ国民は遺失物法による捜査を期待していると思われる。最終的に、自治体の収容施設において保管をするにしても、まずは、警察が遺失物法による捜査を行ってから、動愛法第35条第3項による自治体施設による引取りという手順を踏まないと、最初から動愛法第35条第3項による対応をすると言われても、警察に持ち込んだ国民は納得しないのではないか。遺失物法から除外することありきではなく、所有者不明の犬猫が警察に持ち込まれた場合、遺失物法の捜査をした上で、動愛法に基づく自治体への引取りを行うようにした方が納得が得られやすいのではないか。

- ・所有者不明の犬猫の引取りについては、その後の譲渡を円滑に推進するために、遺失物法を優先適用することとしてほしい。
- ・遺失物法など関連法令との整合性の問題を整理していただきたい。
- ・所有者不明の犬猫が警察署に持ち込まれた際、動物愛護管理法を優先適用するとされているが、拾得者が動愛法の適用を望まない事例は一定程度ある。動物愛護管理法、遺失物法の法律の趣旨に鑑みた執行を適切に維持するため、自治体と警察が連携する必要があると考える。
- ・警察署で引き取った所有者不明の猫が自治体に持ち込まれたが、住民が駆除目的で捕獲した野良猫ではないか、との指摘があった。自治体と警察で、駆除目的で捕獲されたと推察される猫の引取に関する認識に差異があるためと考えられる。今後、所有者不明の猫の引取に関する課題整理に当たり、自治体の窓口と警察署の窓口で対応に差異が生じないように調整していただきたい。
- ・当市でも遺失物法を適応せず、警察から引取りを求められるケースが多い。インターネット上でも、「行政に犬猫を引取らせる方法」として挙がっている。致死処分数が現在より多かった平成18年に改正された遺失物法で、犬猫の健康安全保持を謳っているが、「拾得者が動愛法35条3の引取りを希望する場合は、警察関係所内で引取らず、都道府県を案内する」等、検討すべきではないか。
- ・警察との連携については、犬猫以外の動物の措置についても検討いただきたい。(負傷動物は動愛法、他は警察であるが、区分が不明瞭。また処分方法がない。)
- ・動物愛護管理法第35条1に該当する犬又は猫について、同法第35条3に該当する犬又は猫だと虚偽の申告をするケースが多く散見される。このケースについて、警察では詐欺罪の立証が難しく、同法に罰則があれば検挙しやすいとの見解である。この機会に同法第35条の罰則を設けるべきである。

2. 殺処分と譲渡の考え方

(1) 殺処分ゼロ目標の考え方の再整理

論点① 殺処分をなくしていくための取組(基本的な考え方、留意点)

- ・行政でも民間でも収容頭数の物理的制限を超せば虐待につながるため、「不必要な殺処分」はあり得ない。所有者不明の犬猫を全て引取ると、収容施設のキャパ等の問題により、殺処分が増加する。
- ・殺処分ゼロのため、犬・猫の長期飼養管理や不適切個体の譲渡、行政機関や職員個人への批判が 生じており、委員意見をふまえ全国のあり方について議論し、行政による殺処分は行い得ること を周知し、ゼロの範囲について「譲渡不適のものは含めない」などの見解を示し、基本指針へ反 映してほしい。
- ・殺処分の多くは、放し飼いまたは飼い主のいない猫の繁殖による子猫であり、猫の登録制、室内 飼養の義務化、無責任な餌やりの具体的な定義及び禁止規定を法律に盛り込む、適正飼養・接し 方を発信する等、国民に共通認識を広めて欲しい。
- 研究機関等の協力を得て、餌付け地域の猫の繁殖状況についてデータを明らかにし、猫の管理のあり方を示すべき。
- ・地域猫の有効性に関するエビデンスを示すべき

- ・「無責任な餌やり防止対策」に関し、餌やり禁止は虐待になるとの愛護団体からの申出に苦慮している。自治体の意見を参考に指導のための方針を法令に明示すべき。
- ・集中的な捕獲は、駆除による殺処分を目的とした捕獲とほぼ同義で、動愛法の趣旨に合わないため、管理の観点を強調すべき。
- ・野犬の捕獲に苦慮しており、「適切な捕獲技術」を教えて欲しい。
- ・STEP1 で対象者が「飼い主等」となっているのに、STEP2で「無責任な餌やり」と飼い主のいない猫に関する記述が出てきているのが繋がらない。法が適正飼養の対象としているのは飼われている動物のみで、無主の動物については想定されていないと考えられ、法第25条は「餌やり人」には適用できないと理解されている。このような状況の中で「無責任な餌やり禁止に係る普及啓発」を行っても法的な後ろ盾がないスローガン運動に終わる。「飼養、保管」の定義があいまいで、飼養の範囲を野良猫の給餌まで広げるという解釈を環境省が示せば、野良猫の給餌に対する指導の根拠を得る。
- ・殺処分されている猫の大半は野良猫への給餌によって生まれた子猫で、殺処分問題の核心は野良猫への給餌にあるので「飼養(食料を与えて養うこと)」を所有権の有無に関わらず給餌行為を指すと定義することで、法第25条を野良猫の給餌者に適用できるようにすれば、STEP2が機能する。

論点② 収容した動物の返還・適正な譲渡の推進と殺処分の考え方

- ・健康で性格もよく譲渡に適している等の個体が譲渡できず殺処分せざるを得ない状況をゼロに すべき。
- ・分類②を減らすことが評価されるべきであるため、①~③の内訳を事務提要等で公表したうえで、「①③は引取りがあるためやむを得ず、②を減らしていく」と発信してほしい。
- ・平成25年度の基本指針改正で、指標が殺処分数から引取数に変更されて以降もインパクトの強い殺処分数で取組みが評価されており、今回の分類で国民の正しい理解が得られるか疑問であるため、殺処分や動物病院での安楽死が必要な処置であることを併せて打ち出すべき。
- ・分類②の具体例「先天性疾患並びに高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現われない」「大型で飼養管理が困難な犬」「哺乳等の適切な飼養管理を行うことができない幼齢動物」について、これらは一般家庭に過剰な金銭・体力・時間的負担を伴い「譲渡が適切」と言えず、①に含むべき。譲渡先が限られる動物は、センター等に長期間保管しなければならず、センターが過密になり管理が行き届かなくなくなるなど、不適切に飼養する事態になりかねない。
- ・幼齢個体は数時間おきの哺乳等が必要で、適切な管理ができず、放置すると苦痛を与えるため、 安楽殺はやむを得ず、ミルクボランティア等により適切に管理できるまで育った個体をのぞき ①に分類すべき。
- ・新たな殺処分の分類は、殺処分がなくなることを目指す法第35条第4項の達成のためのもののように思われる。また、②をゼロにするために、団体等に譲渡して民間に負担をかける事例が増えると想定される。法第35条第4項は努力規定であるため、この分類の数字は慎重に扱うべき。飼養者の意識向上も重要であり、自治体だけに殺処分ゼロの負担を強いることがないようにして欲しい。

・野良犬・猫の生息数、無責任な餌やり等、地域の状況を把握したうえで、地域特性に合わせた取組を講じることが重要。

(2) できる限り苦痛を与えない殺処分の方法

論点① できる限り苦痛を与えない殺処分の方法として炭酸ガスは妥当か。

- ・委員意見にあるように、炭酸ガス処分について科学的で公的な見解がないことが使用を控える 一因になっており、公的見解を作成して欲しい。作業者の安全確保のため使用できる体制を維持 することは重要。
- ・行政による動物の処分方法について、「麻酔薬の静脈内投与が動物に優しく、炭酸ガスを用いた 方法は動物に苦痛を必要以上に与える」と広く喧伝されているため、環境省が「炭酸ガスにはそ の薬理作用として中枢神経に対する麻酔作用が存在し、適切な方法でこれを用いる限り、殺処分 の方法として行政がとり得るものである。」との根拠を明確にした上で、日本獣医師会から出さ れた「動物の処分方法に関する指針の解説」の改定等により一定認めた形で示すことを要望す る。
- ・炭酸ガスによる殺処分が、現状認められているのであれば今回資料の【関連データ類】の参考資料と併せて指針に盛り込んで欲しい。
- ・炭酸ガスによる殺処分には、長年の知見、職員の安全・心理面、効率性等で優れた面があるため 「炭酸ガス、その他の方法で処分」等と記述するなど、法令上で炭酸ガスを認める旨、明記して はどうか。
- ・「法第40条に規定される方法としてできる限り苦痛を与えない殺処分方法・・・基本的な考え方 や具体的な手法について中長期的に再整理することが必要。」とあるが、中長期でなく早急に検 討して欲しい。
- ・自治体が炭酸ガスを使用せざるを得ないのは、特に野良猫の子猫の引取りが多すぎるため。炭酸ガスの認識を変えることはほぼ不可能 (ナチスのガス室の印象が強いため。)。野良猫の子猫も引取り対象とする解釈や法第 25 条が野良猫への給餌者に対して適用できない現状を変えることで、引取り数の大幅削減を図るのが現実的。

(3) 譲渡の促進の課題(譲渡後のトラブルの防止、適正譲渡と言えるか否か)

論点① 譲渡適性を考慮した譲渡の促進

- ・殺処分ゼロを目指して問題ある動物を譲渡し、咬傷事故や多頭飼育崩壊が生じている状況は適正 譲渡とかけ離れ、適正飼養の推進に寄与せず、飼い主責任の考え方を台無しにする可能性がある ため、自治体は問題ある動物を譲渡すべきでない。また、団体譲渡する場合は団体の状況を見極 め、動物が適正に飼養管理され、団体が多頭飼育崩壊しないよう自治体が動物を選定し、譲渡頭 数等を管理する必要がある。環境省には、家庭動物としての資質評価、適正な譲渡先の選定とア フターフォロー、責任を持った形での団体との連携など、高いレベルの適正譲渡を推進してほし い。
- ・譲渡適正のある犬猫を譲渡すべきか、譲渡適正があると判断されるまで訓練等行って譲渡すべきか曖昧。
- ・広域譲渡は譲渡後のフォローが行えない等、責任の所在が不明確であり、譲渡適性の判定を含む その後の処分を、譲渡先自治体で判断するのか等の整理が必要。動物の移送ストレスの問題等や

公費で実施することも鑑み、災害対応等よほどの事情がない限り、実施は困難。

- ・自治体間の広域譲渡においては、取扱業者の遵守基準 (輸送) の遵守はもとより、「移動販売のあり方」で取り上げている論点がある状況では慎重に行うべきではないか。
- ・引き取った所有者不明の犬猫の譲渡を促進するためには、所有権の問題を解消する必要がある。
- ・動物愛護管理法においては、公告手続きや所有権の取得・消滅に関する明文化された規程はない ため、収容されてから一定の期間が過ぎたら(譲渡後であっても)、元の飼い主の所有権が消滅 する規程を追加してほしい。
- ・自治体が犬を収容し、譲渡のために飼養している場合、自治体は犬の所有者なのか管理者なのかについて、狂犬病予防法を所管する厚生労働省と見解のすりあわせをし、解釈を示してほしい。

論点② 自治体からの譲渡に際しての不妊去勢措置等の促進

- ・「不妊去勢は、譲渡前に自治体側で実施しておくこと」とあるが、財政・人的な負担が大きく、環境省告示等での明文化は避けて欲しい。自治体が譲渡にあたり不妊去勢する場合は、国は日本 獣医師会の理解を得るとともに、動物愛護管理推進費(普通交付税)を増額する等の支援を講じ るべき。(2)
- ・自治体が不妊去勢を行う場合は、譲受者から手数料を徴収することが原則と考える。(受益者負担が原則。)(2)
- ・不妊去勢は飼主責任により実施されるべきで、行政が実施することは開業獣医師との競合問題 もあるため、自治体が譲渡にあたって不妊去勢を実施することを原則とすべきでない。(2)
- ・子猫の譲渡日齢と動物病院における手術可能日齢(生後1年以上の場合もある)に差があるため、長期間の「一定期間」を設けなければならず、手術しない場合に返戻も難しく現実的でない。 併せて早期不妊去勢手術の有効性を啓発すべき。
- ・犬猫の譲渡に係る手数料の徴収について、収容頭数が多く譲渡先の多くが団体である自治体で は、譲渡数の抑制につながる恐れがある。
- まずは犬猫の販売業者や飼い主に対して不妊去勢手術を求めるべき。
- ・子猫や子犬を引き取っても、親を不妊去勢しなければ根本的な解決にならない。地域猫活動等を 推進するための予算確保をする方が現実的。

論点③ 譲渡等の所有権に関連するトラブル防止

- ・殺処分の減少を目指し譲渡を推進するなか、他法令(民法、遺失物法、狂犬病予防法)における 自治体の立場あるいは所有権について整理が不十分。自治体が動物を引取り譲渡するまでに、他 法令で不適切な手続きが生じないよう、所管省庁と包括的に整理して欲しい。
- ・「所有権の所在に関する疑義が生じないよう、何らかの措置が検討できないか。」というのは指針等で行えるレベルの話ではない。所有権(財産権)は憲法で保障されているため、その所在を定義するのは民法第 240 条と同条が委任する特別法(現行では遺失物法のみ)によらなければならない。つまり、所有権の所在に関する措置を講じるならば民法と動物愛護管理法の改正が必要
- ・拾得された犬猫について動物愛護管理法を優先適用するという原則はないはず。遺失物法を適

用するか動物愛護管理法を適用するかは「拾得者の意思」により決定されるのが原則で、迷子の 犬猫の所有権移転を受けたければ所有権移転の規定がある遺失物法を求め、希望しないならば (所有権移転の規定がなくても、より充実した施設で収容できる)動物愛護管理法の適用として 良いかを警察が拾得者に確認するはず。

- ・所有者不明の犬猫について、引取後の譲渡を円滑に推進するため、遺失物法を優先適用してほしい。
- ・所有権について、遺失者不明の物に係る処分方法が遺失物法に規定されているのであれば、動物 愛護管理法で規定されても支障ないのでは。一定期間保管した犬猫について保管した自治体が 所有権を有するように整理してほしい。
- ・所有者不明の犬を引き取る場合、狂犬病予防法により所有者の飼犬登録の義務があるため、行政では「管理している」と整理をしてきたところ。飼い犬の引取りについては「飼い主が所有権放棄したものを行政が管理している」との整理。所有権の移転について言及されると、影響のある自治体も多数ある。
- ・法改正においてマイクロチップ義務化の議論もあり、所有権については自治体で必ず問題となる。全国統一的な取扱ができるように、環境省は通知等を発出すべき。
- ・犬猫以外の動物の取扱いについて遺失物法が適用される旨を明確にして欲しい。
- ・譲渡動物の所有権が譲渡される際に新たな譲受者へ渡るように法の整備を望む。
- ・法第35条第3項(所有者の判明しない犬猫)及び第36条第2項(負傷動物)で収容した動物 について、条例で公告手続きを規定し狂犬病予防法と同様の期限を設定している自治体が多く、 遺失物法の2週間に係る議論は自治体の保管に大きな影響を与えるため、慎重な議論を望む。

3. 地域の実情を踏まえた自治体の施行体制のあり方

(1) 国と自治体の役割分担(地域の実情を踏まえた制度のあり方)

論点① 自治体に対する国の関与のあり方。国はどこまで自治体の業務の基準を定めるべきか。

- ・条例で「無責任な猫の餌やり禁止」を規定したり、地域の事情で殺処分せざるを得ない場合など、 地域の実情に合わせた施策に対し地域外の団体から苦情が殺到するなか、自治事務を実施する のは困難。
- ・動物取扱業に係る臭いや騒音等について、曖昧な基準により自治体の指導に差異があるのが課題。「全国一律の基準が必要なもの」と、「自治体の自主性に委ねるもの」を整理したうえで、一律の基準を検討し、さらに飼養管理基準等について具体的な基準を検討するといった対応をして欲しい。
- ・自治体の予算・人員がバラバラであるなかで殺処分ゼロを目指すなら、国が明確な目標を設け、 自治体がこれを推進できる環境を整備する必要がある。
- 自治体間の差異を無くすため、指導票や勧告書、命令書等の参考様式を示して欲しい。
- ・国が監視指導等の指針、センターの施設基準や人員配置基準を示すのが望ましいが、自治権に干渉るため法の規定が必要であり、当面は自治権に干渉しない範囲で通知等により示すしかないのではないか。
- ・自治事務なのに、自治体が環境省に過度に期待・依存している。国は行うべきでない事務も負担

しており、ある程度は自治体を突き放すべきという意見に同意する。また、国と自治体の役割について、全動協など自治体の団体を介し、双方の合意により整理する必要がある。

・周辺の生活環境への影響について、生活環境関係法令を所管している市町村が取り組むべきも のが多いため、市町村の関与について明確にして取組を推進すべき。

(2) 行政とボランティア・民間団体等の連携と役割分担

論点① 愛護団体の役割、活動の留意点

- ・基本指針に民間団体の活動のあり方を盛り込むことはできないのでは。自治体が連携すべき民間団体像を示し、間接的に行政から問題ある民間団体を排除する根拠とすることはできる。
- ・推進員は偏った思想の持ち主に委嘱するリスクもあり、動物愛護推進員の効果について検証し、 役割について整理して全国に示す必要がある。(2)
- ・推進員は法の条文(熱意と識見を有する者)と教材マニュアル(ボランティアの育成制度)で整合がとれていないのではないか。多くの自治体が推進員とは別にボランティア制度を設けており、育成するための推進員制度と協働するためのボランティア制度との役割分担を明記できないか。
- ・愛護団体が譲渡するに当たり、運搬経費等と称し手数料を要求したり、特定のペットサロンへの 訪問を強要した事例が発生しており、信頼できる愛護団体について公的認証ができないか。

論点② 愛護団体・民間団体の調整役としての環境省等の役割

- ・多くの愛護団体が方針の相違等により分裂・誕生しており、連携に限界がある団体のつながりに こだわる必要はない。なぜ団体の連携が必要か、どのような効能があるかについて検証が不足し ており、論点②の優先順位は高くない。
- ・収容施設や職員数には限界があり、ボランティアとの関係も多様・複雑化している中で、引取り (入口)と譲渡・殺処分(出口)とのバランス、ボランティア・団体との協働、予算措置等、総 合的な視野をもって指針を見直してほしい。

Ⅱ 飼い主責任のあり方

1. 適正飼養と不適正飼養

- ・飼養管理者の責務に、埋葬等、動物の命に敬意を払った対応に努めることを加える必要がある。
- ・日本では安易に動物が飼養できる環境であるため、飼養者の登録制など飼い主の責任を重くするべきと考える。

論点① 終生飼養の概念の適正な理解

- 終生飼養の解釈は以下の点から自治体や国民の間で統一されているべき
 - ◇原則は飼い主による終生飼養(4)
 - ◇適切な譲渡は終生飼養の一環とする(3)
 - ◇危害防止や苦痛解放のための安楽死も終生飼養の範疇とする(2)
 - ◇飼い主による自治体への持ち込みの容認は、安易な飼養や飼養放棄を助長するため、基本的

には終生飼養(適切な譲渡)の範疇には入らない(6)

- ・安易な飼養放棄につながり、自治体の業務負担増につながる
 - ・「終生飼養」(原則として現在の飼い主が最後まで責任を持って飼育するべき)、飼い犬・飼い猫が迷子になった場合の対応についての周知については地方自治体でも取り組んでいるが、環境省においてもマスメディア等を用いた普及啓発にご尽力いただきたい。

論点② 適正飼養の判断基準の提示/不適正な飼養管理の具体的な例示

- ・他人に迷惑をかけないことを含めて、自治体の条例を法制化するなど、最低限の基準に対する法による罰則と指導の紐づけが必要(3)
- ・適正な飼養のあり方は統一したものとして一律の基準が必要(2)
- ・猫の屋内飼育を定着させることが急務

論点③ 不適正な飼養管理に対する対策の強化

飼養状況の適否が判断できるガイドラインの策定が必要

論点④ 飼い主のいない野良犬・野良猫への餌やり行為の取扱

- ・現行法では所有者のいない犬猫にかかわる者への対応を想定していないことが問題
- ・餌やり者の管理責任と無責任な餌やりの定義を明確化する必要がある(5)
- ・法 25 条の規定を野良猫の給餌にまで適用できる規程を設ければある程度の対応が可能。(2)

2. 虐待・遺棄等の対応強化

論点① 動物虐待や遺棄にあたる行為の明確化。

- 警察も含め、どのような体制で取り組むか議論が必要。
- ・自治体による殺処分は虐待に当たらないことを明文化するべき。
- ・遺棄・虐待の事例集については国、自治体、法曹による研究会を発足し、自治体が事例調査にあたることを薦める。
- ・動物愛護管理法と社会通念に照らして明確な遺棄、虐待の考え方を示すことに一定の意義がある。

論点② 動物虐待の科学的知見に基づく客観的な評価の在り方

- ・公務員獣医師は臨床経験がない者が多いため、通知等で臨床経験のある獣医師の雇用について 自治体に配慮を求めることを薦める。
- ・虐待のおそれがあるか否か判断する責任等が行政獣医師にかかることについて危惧している。
- ・行政獣医師は死体検案等にかかる初期探知と位置づけて、専門施設(獣医科大学等)に依頼できる体制を構築すべき。

3. 多頭飼育問題

- (1) 多頭飼育崩壊の未然防止のための情報収集体制の整備
- (2) 多頭飼育問題に対応するための体制整備
 - 論点① 多頭飼育対策を進めていくための考え方の整理

- ・「多頭飼育」について定義して欲しい。また、事態の悪化を防ぎ、飼い主に自覚を持たせるため、 注意すべき目安となる匹数(経験上5~10匹以上)についても提示して欲しい。
- ・多頭飼育問題は、動物の不適正飼養問題だけではなく、本人が社会から孤立したり、精神疾患や認知症、生活保護受給者などの生活弱者や独居老人が引き起こすことが多いことから問題解決には、福祉部門との連携が必要である。
- ・指導に応じない多頭飼育者に、自治体が勧告・命令を出しても改善する可能性は低い。引き取り を推奨しても、「殺処分の可能性があるなら引取申請しない」という飼育者が多く、問題が長期 化し、苦情者は行政不信となり、職員等は疲弊する。
- ・行政代執行等を検討するならば、個人の財産を行政が一方的に剥奪することになってしまい、飼育者から反発されるため、飼育者等から納得が得られる根拠が必要になる(単に法に明記してあるという理由だけでは不十分)。

論点② 多頭飼育者に対する勧告指導の適切な実施

- ・虐待のおそれのある事態だけでなく、周辺の生活環境が損なわれている事態についても検討してほしい。
- ・自治体が勧告・命令を発しない理由の多くは「命令した後に犬猫を引き取らなければならない(→ 殺処分しなければならないから)」。「多頭飼育者には厳しく対応せよ。場合によっては引き取れ。 しかし殺処分はするな」という世論は自治体にとって酷であり、この点が改善されなければ法改正を重ねても解決に至らない。

4. 飼育禁止命令・動物の没収等

論点① 飼育禁止命令や動物の没収等に係る制度の検討

- ・禁止命令は、有用であると思慮されるが、行政による無料の引き取りとして制度を悪用されるおそれもある。また、民間団体等の活用を含めた行政処分後の動物の受け皿を確保するための体制整備についても検討が必要。
- ・飼育禁止や動物の没収については、行政措置ではなく司法措置なので、動物愛護部会で協議する事項なのか疑問(2)

5. 特定動物

(1)特定動物の指定のあり方

論点① 特定動物の交雑種について指定すべきではないか。

- ・特定動物の指定を逃れるために、特定動物の交雑種を繁殖させるケースがある。
- ・交雑種の指定については早急に対応して欲しい(3)
- ・特定動物と特定動物の交雑種は全て特定動物として扱うようにして欲しい。(2)
- ・特定動物と非特定動物の交雑種(最低でも F1 は該当)というような指定が望ましい。
- ・特定動物と非特定動物との交雑個体の中には特定動物とほぼ同等の性質を受け継ぐ個体もいるため、再整理が必要。

(2)特定動物の飼養のあり方

論点② 特定動物の許可基準・飼養基準はどうあるべきか。

- ・数値基準については、数値の合理性を追求すればきりがない。各特定動物の専門家によって自治体が設定している基準を参考に堅牢性の観点から合理的であるとの結論を得て、省令改正に踏み切るといった思い切りが重要。
- ・愛玩目的での飼養を禁止すれば数値基準の必要性は下がると思われる。

論点③ 特定動物の愛がん飼養は禁止すべきではないか。

- ・特定動物の愛玩飼養は禁止すべき。
- ・愛玩目的の飼養制限、及び寿命の長い特定動物の個人飼養の制限について検討すべき。
- ・飼養禁止の動物種(毒蛇などー血清の用意は不可能)があってもよい。
- ・許可対象の用途を限定すべき(動物園や水族館は別枠で設定すべき。)。(2)
- ・愛玩目的での飼養禁止は、法改正か政令改正か整理する必要がある。
- ・特定動物の飼養者は、災害発生時の当該動物の飼養管理に関して、通常の家庭動物以上に強く責任がかかること(行政の支援を受けることは困難、危害防止の必要があれば自らの責任でもって殺処分を行うなど)を明記して欲しい。

6. 猟犬種等の管理のあり方

論点① いわゆる危険犬等についての取扱はどうあるべきか。

- ・危険犬を特定動物に組み入れる必要があるのではないか
- ・特定犬規制の方法については重要な事項と考えるが、どの様な方向性(ロードマップ)で規制していくのか、将来像を見据えよく考慮して進める必要がある。
- ・犬の品種改良はもともと人間が行ったものなのでしたので、規制すべきでない

論点② 猟犬が各所でトラブルの基になっているが、対策のあり方はどうあるべきか。

- 猟犬の、マイクロチップの装着・登録を義務化すべき
- ・猟犬のマイクロチップ装着義務化に関しては、他の条例との絡みもあるので、環境省は方針を提示し、運用は自治体にゆだねるのがよいのではないか。
- ・猟友会と連携し猟犬の終生飼養の普及啓発が必要。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律所管部局からの規制強化鳥獣室からも規制強化を検討してほしい。

Ⅲ 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

1. 適正な飼養管理の基準のあり方

論点① 飼養管理基準の更なる細分化・明確化の必要性

・動物取扱業は、扱う動物種・業態などが業者によって大きく異なり、これ以上具体化して規制することは、業務の煩雑さが増すだけでなく、指導に苦慮する事案も増加する可能性があるため、 微修正にとどめるべき。もしくは、「アニマルベースドメジャー」の考え方を整理する方が、行政として監督指導しやすい。

- ・動物取扱業に係る臭いや騒音等について、曖昧な基準により自治体の指導に差異があるのが課題。「全国一律の基準が必要なもの」と、「自治体の自主性に委ねるもの」を整理したうえで、一律の基準を検討し、さらに飼養管理基準等について具体的な基準を検討するといった対応をして欲しい。
- ・ 週齢規制については展示可能な週齢ではなく、親から引き離すことが可能な時期であることを 改めて周知すべき。

論点② 飼養管理基準に新たに基準に取り入れるべき事項はあるか

- ・数値基準について、アンモニア濃度は検知管で測定でき、労働安全衛生法の規制値等を参考にで きる有効な指標。
- ・現状より具体的な基準を設定する場合は、自治体が業者指導を効果的に行えるよう、運用方法も 示してほしい。
- ・具体的かつ客観的な数値基準がなければ、充分な指導ができない。
- ・ワクチネーションのガイドラインを獣医師会から提示して欲しい。犬のワクチンプログラムを 作る場合、混合ワクチンを複数回打つと狂犬病ワクチンを打つ機会を逸するため、狂犬病のワク チンもプログラムの中に含めるべき。
- ・業者が飼育する犬猫への MC を義務化し、施設調査時に個体確認して指導が出来るようにすべき。
- ・多頭数を不適切に管理する動物取扱業者を減らすため、管理側の人数に応じた頭数制限を設けるべき。
- ・動物取扱業者の社会的責任として、発災後に速やかに利用者の需要に応えるため、災害時における事業継続の準備について検討すべき。

2. 移動販売、インターネット販売

論点① インターネット販売に係る代行業の課題

- ・代行説明は、その動物のことを熟知していない代理者が説明すること自体に無理がある。また、 売買が成立せず動物を返却することになった場合、動物にはさらなる輸送ストレスがかかること に なる。代理説明については見直すべき。
- ・販売業における取次・代理の定義について(ブリーダー紹介サイトの扱い等)具体例を提示して 欲しい。
- ・インターネット販売の実態を十分に把握し、客観的に評価したうえで、更なる規制を望む。

論点② 移動販売のあり方

- ・移動販売は、移動距離(移動時間)によって制限するか、一律に禁止するなど検討すべき。
- ・移動販売の適正化に向けてガイドライン等で示すことは適当であるが、移動先自治体の立入検査 権、処分権が担保されていなければあまり意味がない。
- ・複数自治体にまたがる場合、どの自治体が監視指導を実施するのか明確にすべき。
- ・廃止済みの事業所に対して指導を行えるような規定や指導方法を検討する必要がある。
- ・24 時間ルールでは、実態把握及び不適正飼養等の指導が困難なので、 短時間の営業であっても管

轄自治体への登録または届出制度が必要。登録すれば移動先自治体に立入検査権と処分権を発生 させることができる。(2)

- ・業活動とみなされる範囲(純粋に販売をする時間なのか、設置から撤収までを含む時間なのか。) についても整理すべき。この場合、脱法的な手法を防ぐため設置から撤収までを含むことが適当 と考える。
- ・各事業者が動物を受け取った際、動物を移動させた際も2日間目視による健康確認を行うことと 明文化すれば、移動販売業者や説明代行業者も登録を行う必要が生じ、監視・指導できるように なる。
- ・動物を長時間輸送した後、健康状態が十分に確認できないまま販売すること自体に無理がある。
- ・輸送の基準を定めても自治体職員が確認するのは非常に困難。自治体の意向も踏まえて検討すべき(2)
- ・販売場所における飼養・保管の設備が簡易なものになりがちで、苦情の原因になることが多い。
- ・販売後の動物の健康への影響も考慮して欲しい。

3. 犬猫繁殖業のあり方

論点① 大規模繁殖業者の業の取扱いのあり方

・繁殖業者について、従業員数に応じた飼養頭数制限を設けるべき。

論点② ホビーブリーダー (小規模繁殖業者) の取扱いのあり方

- ・無法地帯を作らないよう、小規模であっても営利性につながる行為は業として規制されるべき。
- ・ホビーブリーダーによる苦情や多頭飼育崩壊等の事例もあることから、行政による実態把握は 必要。(3)
- ・ホビーブリーダーは事業所、飼養施設と住居部分の区画があいまいで、不適切飼養の温床となっており、細目等で事業所、飼養施設と住居部分を明確に区画することや、付属設備(給排水など)の共用を明確に禁ずべき。
- ・登録を要するホビーブリーダーの基準を変更する場合は、登録の要否を確認できる基準とするべき。現在の「年2回以上又は2頭以上」の基準は、インターネットを活用するホビーブリーダーが規制対象であるか把握しやすいが、「年間の出産回数」や「繁殖用メス犬の保有頭数」を基準として定めると、インターネットでは把握できず、規制逃れするブリーダーが増える可能性がある。

4. 動物取扱責任者

論点① 資格要件の検討

- 動物取扱責任者資格のイは、実務経験を証明する書類等を確認する根拠がなく、虚偽申請も含まれていると推測されるので、責任者の要件としてイは廃止し、あるいはイかつ口またはハとして欲しい。
- ・半年以上の実務経験は非常に曖昧な概念で、週に 1 日勤務の半年でも可と読める。例えば常勤相当(週 32 時間勤務)で半年とするとか、半年を時間で規定しなおすといった手当てが必要。 (2)

- ・これは「1年以上教育」も同様である。実務経験や教育を厳格に運用する考え方は東京都が詳細に検討しているので導入してはどうか。併せて、省令改正によって実務経験、教育、資格試験の事実を書面によって証明することを加えるべき。
- ・研修で動物取扱業における適正業務を担保するより、資格要件(特に実務経験)について厳密に 基準を設定し、審査することで担保した方が、自治体間や業者間での格差は減少すると思われ る。
- ・動物取扱責任者の要件について、早急に認定民間資格を明示して欲しい。

論点② 研修内容の検討(より効果的・効率的な研修の実施の観点から、実施頻度・内容を各自 治体の判断に委ねるべきか)

- ・動物取扱責任者研修は、自治体職員及び事業者双方に大きな負担となっている。(4)
- ・新規登録年と更新前年に講習会を受講義務化し、受講しなければ更新できないとしてほしい。 (3)
 - ・各自治体において地域の実情等を踏まえて柔軟な対応が可能となるようにして欲しい。(3)
 - ・適切に業を行っている業者に対して研修内容の簡素化はできないか。
 - ・DVD 教材や電子受講システム (e ラーニング等) による方法にして欲しい
 - ・専門性の高いものについては、教材の作成に関して国で支援して欲しい
 - 「好ましくない」としていた外部委託を一定の条件を付して認めるよう転換してはどうか
 - ・広域に営業する動物取扱業者もあることから、実施回数、講義時間、内容について最低限の基準(何年に一度以上、何時間以上等)を設けるべき。
 - ・あるべき動物取扱責任者研修の姿について自治体間で認識のばらつきが大きく、そうした状況 下で自治体に裁量を与えれば適正な研修が行われない可能性もある。まずは H28 年閣議決定の 研修資料を作成し、それによってスタンダードを示した上で緩和に移行するのが妥当ではない か。
 - ・研修の頻度や内容等について、変更の必要性や自治体の実情を加味する適否等を検討する際に は、まずは現行規定を定めた根拠を明らかにするところから始めるべき。

5. 第一種動物取扱業と第二種動物取扱業

論点① 第二種動物取扱業者への指導のあり方について

- ・自治体は、動物福祉の観点から致死処分したり、攻撃性のある動物を住民の安全を守る観点から 致死処分する必要があることを明確にする必要がある。
- ・譲渡適性のある動物については、第二種動物取扱業者等の譲渡先団体が受け入れ可能か確認するとともに、飼養施設が適正に運営されているかどうか把握したうえで譲渡を行わなければならない。
- ・第二種動物取扱業が、仮に自治体からの譲渡先となる場合であっても、動愛法に基づき、都道府 県等が指導すべき対象であることを踏まえて自治体は、対応すべきである。(2)

論点② 第二種動物取扱業者の規制のあり方について

- ・第二種動物取扱業については、実態把握を目的に飼養施設・頭数に一定の制限を設けた限定的な運用のはずである。譲渡先まで監視をするのであれば、これら限定は解除すべきではないか。 第一種動物取扱業のような法規制を盛り込むことは時期尚早。
- ・本市では本市から犬猫を引き取った動物愛護団体から一般市民へ犬猫が譲渡された時に書面で報告する制度があるが、団体からも市民からも問題が指摘されたことはないので、導入のハードルはそれほど高くないと考える。
- ・愛護団体が際限なく動物を受け入れ、多頭飼育等により周辺の生活環境の保全に支障をきたす事 例が発生しており、基準を設けるべき。

6. 動物取扱業者や業界団体の主体的な取組の促進

論点① 動物取扱業者の社会的な役割の整理、業界団体における主体的な取組、奨励措置

- ・業界の健全育成を図る観点からも、数値基準に関しては業界の自主的なガイドライン等を取り まとめて示せば良い。
- ・行政による規制を業界団体の自主規制に移行すれば経費面も含めた行政側の負担が軽減、規制 がより有効になる可能性がある。
- 動物取扱業者の健全な団体を育成していくためには、大きなメリットが必要であり、法令でどこまで手当てできるかは疑問。
- ・どの団体がどのような取り組みを行っているかを環境省が調査をすべきであり、その結果をも とに促進するべきか否か判断すべきである。
- ・業者、業界団体が主体的に取り組み、互いに意識を高め合い、消費者が優良業者を選択しやすく する体制作りを関係者全体で構築する必要がある。
- ・繁殖を引退した犬猫の終生飼養の確保について、業界団体で、ブリーダーからリタイア犬(又はリタイア犬の情報)を集約し、新たな飼主への譲渡する仕組みを制度化できないか。本県では個人ブリーダーが多く、また、業者からの引取は拒否していることから、廃業した業者のリタイア犬が一部の業者に集まり、多頭飼育となっている現状がある。飼育崩壊の可能性があり対応に苦慮している。

Ⅳ 社会規範としての動物の愛護及び管理の考え方

1. 社会規範となる動物の愛護と管理の考え方の形成

・愛護と管理を同一の法体系で扱うのは限界があると思うので、動物福祉の考え方を盛り込み愛護と管理を別の法体系で扱ってほしい。

論点① 動物に対する多様な考え方がある中で、社会的規範はどうあるべきか

- ・純粋に法律論の立場から議論が交わされるよう、法律家と動物行政担当者によって議論の場が あるべき。
- ・動愛法には「動物の愛護」と「人の生活環境の保全」があるが、現在の自治体における業務としては、一部の愛護団体等からの強い要求により、「動物の愛護」を中心にせざるをえなく、「人の生活環境の保全」については十分に対応できておらず、バランスを欠いた対応となっている。

2. 動物愛護とアニマルウェルフェア

- 論点① 「アニマルウェルフェア」とはどのような概念か。それに基づく動物の取扱いとして、 国際ルールや各国のルールはどのようなものがあるか
- 論点② 「アニマルウェルフェア」の概念やそれに基づく動物の取扱いについて、愛がん動物や その他の施策分野において、そのまま日本に導入するべきか
 - ・事務局の動物福祉に関する意見はグローバルスタンダードに極めて近いと考えられ、諸外国 の事情に詳しい動物福祉の専門家であれば支持するはずの内容であるので、委員にこうした専 門家(大学教授など)を含めて議論を進めなければならないのではないか。
 - ・動物福祉を進めていくにあたり、農林水産省及び関係団体と充分に調整して欲しい。

論点③ 「アニマルウェルフェア」と、日本語の「動物福祉」は同義なのか

- 3. 動物を展示(触れ合いを含む)に利用することいついての考え方の整理
- (1) 動物園における動物展示の考え方
 - ・利用者が展示業者の動物を触る、近距離で動物と写真撮影する等の行為は、動物にとってストレス。特に野生動物(人工繁殖を含む。)をふれあい展示に供する行為は虐待との苦情も寄せられる。「動物の適正な飼養管理方法に関する検討会」においては、飼養管理基準のあり方に加え、ふれあい展示に供することができる動物種を検討し、直接触れる展示において、犬猫や家畜以外の動物を供することを禁止してほしい。
 - ・移動動物園や触れ合い施設では、動物に過度なストレスがかかるうえ、幼齢動物を触れ合いに 使用していたり、動物を管理する従業員数が少ないなど、十分な動物のケアが出来ておらず、 何らかの規制をかけることが必要。
 - ・移動動物園や猿回しなどの事業所外の展示について環境省QAにおいて「一定の時間(概ね24時間)を超える業活動が発生しているとき」は別途動物取扱業の登録を受ける必要があるとされているが、時間の測定方法について疑義がある。例えば、「隔日開催や毎月1日なら不要なのか」、「2日間連続開催するが、1日の終わりに飼養施設に戻る場合も必要なのか」、「大道芸など飼養施設を設置しない場合は不要なのか」など具体的かつ明確な線引きを整理すべき。
 - ・展示業における営利性について、看板犬・猫も含むのか整理が必要。(店に動物を置くだけで、 顧客誘引の営利性があるとし登録を要するのか)

論点① 動物園において動物を展示することの意義は何か

(2) 動物の「ふれあい」利用についての考え方

論点② 動物と触れ合うことの意義は何か

- ・学校飼育動物は責任の所在が不明瞭で、休みの際の世話など問題が多いにも関わらず安易に飼養し、不適正飼育が発生している。大人が適正飼育を理解し、その姿を見せることを通じて子供が心豊かに育つのであり、基本指針等において安易な学校飼育やふれあいが行われないような記載とすべき。
- 4. 主として致死的利用を行う動物(実験動物、産業動物)への考え方・取扱い

(1) 実験動物

論点① 実験動物の健康安全の保持等をどのように図るのか

- ・動物実験等を所管している各省庁もガイドライン等策定しているため、現行の自主的な規制(機関管理)で行うべきである。
- ・実験動物は適切な管理をしなければ実験結果や論文のアクセプト等に影響してしまうため、自 主規制が有効に機能している。

(2) 産業動物

論点② 産業動物の健康安全の保持等をどのように図るのか

- ・農場や食肉処理場等の生産・流通の現場において、動物福祉の観点から動物が適切に扱われる ように関係省庁と連携して検討する必要がある。
- ・まず「国際的なアニマルウェルフェア」の姿について正確に理解することが前提である

V 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョン

1. 人と動物の共生する社会の具体像の提示

- ・各自治体の現場では「動物愛護」の取り扱いについて混乱を生じている。人と動物が共生する社会を目指すのでれば、アニマルウェルフェアの概念を新たに導入し「愛護動物」の定義を明確に示し新たな価値観を作り上げる必要があると思う。
- ・「動物愛護管理法が保護するのは動物ではなく良俗」「動物福祉は動物利用を否定しない」の2点の原則を動かさず、真の専門家の議論によるべき。
- 論点① 法目的にある「人と動物の共生」とは、どのような概念か
- 論点② 「人と動物の共生する社会」の将来ビジョンをどのように検討していくのか
- 論点③ 将来ビジョンにおいて、人と動物の関わりを検討する上で留意すべき新たな視点はあるか

2. 今後の動物愛護管理施策を進めていくための留意事項

- 論点① 多様な主体の連携をどう進めていくべきか
- 論点② EBPM(証拠(エビデンス)に基づいた政策立案)をどのように推進すべきか